

平成25年生駒市議会（第3回）定例会議案

平成25年6月11日

生 駒 市

平成25年生駒市議会（第3回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第1号	平成24年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	1～2
報告第2号	平成24年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第3号	平成24年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	4
報告第4号	平成24年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	5
報告第5号	平成24年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書	6
議案第37号	平成25年度生駒市一般会計補正予算（第2回）	7～9
議案第38号	平成25年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）	10～11
議案第39号	生駒市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第40号	生駒市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	13～14
議案第41号	生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	15～16
議案第42号	用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について	17
議案第43号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	18～23
議案第44号	生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	24～25
議案第45号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第46号	生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	27～28
議案第47号	生駒市子ども・子育て会議条例の制定について	29～31
議案第48号	生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第49号	生駒市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について	33～34
議案第50号	生駒市消防署北分署移転新築工事請負契約の締結について	35
議案第51号	奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会に関する協議について	36～40

## 平成 24 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源			
					既収入 特定財源	未収入 国県支税金	特定財源			その他		
							地方債					
産業経済費	農業費	土地改良事業	4,380,000	4,380,000		4,380,000						
		道路橋梁維持補修事業	48,348,000	44,825,110		23,494,960	17,100,000		4,230,150			
	土木費	道路橋梁及び河川費	橋梁長寿命化修繕計画事業	4,000,000	4,000,000		2,200,000			1,800,000		
			通学路安全対策事業	22,000,000	22,000,000		12,100,000	9,900,000				
			企業誘致関連道路整備事業	67,172,000	38,928,840		16,437,872	12,000,000		10,490,968		
			道路新設改良事業	122,265,000	36,465,940		5,798,210	4,100,000		26,567,730		
		都市計画費	河川水路改修事業	河川水路改修事業	39,900,000	31,971,650		2,480,000	3,100,000		26,391,650	
				都市計画調査策定事業	1,995,000	1,995,000					1,995,000	
			住宅費	公園整備事業	26,070,000	26,070,000		11,035,000	9,900,000		5,135,000	
				北部地域整備促進事業	7,000,000	6,268,500					6,268,500	
		住宅施設整備事業	4,300,000	4,300,000		2,150,000		2,150,000				

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国県支出金	地方債	その他		
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	2,761,000	2,761,000		646,000			2,115,000	
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	225,294,000	225,294,000		84,988,000	128,300,000		12,006,000	
	社会教育費	中央公民館施設整備事業	224,500,000	198,113,000		60,465,000	66,300,000		71,348,000	
		郷土資料館新設事業	136,967,000	116,614,180		53,273,000	47,900,000		15,441,180	
	保健体育費	体育施設整備事業	8,162,000	8,162,000		1,350,000	2,700,000		4,112,000	

平成25年6月11日提出

生駒市長 山下 真

平成24年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	財源 その他	
事業費	事業費	生駒駅前北口第二地区等 市街地再開発事業	656,000,000	656,000,000		451,250,000	72,800,000		131,950,000

[単位 円]

平成25年6月11日提出

生駒市長 山下 真

平成24年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	財源 その他	
		下水道管渠維持補修事業	6,600,000	5,765,250					5,765,250
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	450,000,000	400,000,000		126,700,000	273,200,000		100,000
		流域下水道事業	3,500,000	3,500,000			3,400,000		100,000

平成25年6月11日提出

生駒市長 山下 真

平成24年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	393,167,000	51,759,000	274,771,000	19,750,000	25,867,000	229,154,000	66,637,000		関連工事等の進捗に合わせため

平成25年6月11日提出

生駒市長 山下 真

平成24年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成24年度継続費予算現額			支払義務発生額(見込)額	残額	翌年度繰越繰越額	翌年度繰越繰越額に係る財源内訳	翌年度繰越繰越額に係る繰越額を要するたな御資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越繰越額	計					
1資本的支出	1建設改良費	病院施設 実施設設計 及び工事 監理業務	203,700,000	49,300,000	103,735,000	153,035,000	41,382,600	111,652,400	111,652,400	111,652,400	0
		病院施設 建築工事	8,232,000,000	960,000,000	0	960,000,000	0	960,000,000	960,000,000	960,000,000	0

平成25年6月11日提出

生駒市長 山下 真

平成 25 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

平成 25 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,999 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,317,589 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

平成 25 年 6 月 11 日提出

生駒市長 山下 真

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

### 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		4,264,051	21,999	4,286,050
	2 国庫補助金	515,867	21,999	537,866
歳 入 合 計		36,295,590	21,999	36,317,589

### 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,925,305	21,999	3,947,304
	1 総務管理費	3,025,308	21,999	3,047,307
歳 出 合 計		36,295,590	21,999	36,317,589

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事 項	期 間	限 度 額
ベルテラスいこま駐車場管理業務	平成26年度から平成27年度まで	56,970 千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	60,415	21,999	82,414	1 総務管理費補助金	21,999	全国瞬時警報システム整備事業補助金
計	515,867	21,999	537,866			

[単位 千円]

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定財源		節		
				国庫支出金	地方債その他			区分
13 防災費	31,375	21,999	53,374	21,999 (国補)		13 委託料	21,999	全国瞬時警報システム整備委託料
計	3,025,308	21,999	3,047,307					

[単位 千円]

議案第 38 号

平成 25 年度生駒市水道事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 平成 25 年度生駒市水道事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 25 年度生駒市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条（5）アに「生駒の水 P R 事業」を追加する。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「523,482 千円」を「523,082 千円」、過年度分損益勘定留保資金「483,482 千円」を「483,082 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	689,409	-400	689,009
第 1 項 建設改良費	606,132	3,800	609,932
第 5 項 予 備 費	24,200	-4,200	20,000

平成 25 年 6 月 11 日提出

生駒市長 山下 真

平成25年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 資本の支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			689,409	-400	689,009	
	1 建設改良費		606,132	3,800	609,932	
		1 新設改良費	565,229	2,900	568,129	工事負担金
		3 固定資産購入費	39,357	900	40,257	器具備品購入費
	5 予備費		24,200	-4,200	20,000	
		1 予備費	24,200	-4,200	20,000	

議案第 39 号

生駒市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 11 日

生駒市長 山下 真

生駒市公告式条例の一部を改正する条例

生駒市公告式条例（昭和 25 年 9 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「除くほか、」を「公布しようとするとき、又は」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 2 項の規定は、」を「前条第 2 項の規定は、規則及び」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「定める」の次に「規則及び」を加え、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「とあるは」を「とあるのは」に改め、「当該機関名」の次に「又は当該機関の代表者名」を、「当該機関印」の次に「又は当該機関の代表者印」を加え、同項を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成25年6月11日

生駒市長 山下 真

生駒市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、生駒市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 生駒市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 生駒市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 生駒市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成25年6月11日

生駒市長 山下 真

生駒市職員定数条例の一部を改正する条例

生駒市職員定数条例（昭和42年4月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第8項」を削る。

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	定 数
市長の事務部局の職員	502人
議会の事務部局の職員	8人
教育委員会の事務部局の職員	146人
農業委員会の事務部局の職員	3人
選挙管理委員会の事務部局の職員	3人
消防の事務部局の職員	137人

監査委員の事務部局の職員	4人
水道の事務部局の職員	37人
合計	840人

2 次に掲げる職員は、前項の職員の定数外とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされている職員
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (3) 地方自治法第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣されている職員
- (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成11年3月生駒市条例第2号）第2条第1項の規定により派遣されている職員
- (5) 公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月生駒市条例第3号）第2条第1項の規定により派遣されている職員

第3条中「前条第1項各号」を「前条第1項の表」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 42 号

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の  
制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 11 日

生駒市長 山下 真

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 47 年 3 月生駒市条例  
第 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 43 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成25年6月11日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第61条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第6条中「、第48条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められ

る商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に０．１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 当分の間、第４８条に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第７条第１項中「日本銀行法」の次に「（平成９年法律第８９号）」を加え、「（以下本項）」を「（当該期間内に前条第２項の規定により第４８条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項）」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第２項」に改める。

附則第７条の２中「第９項」を「第１０項」に改める。

附則第９条の３の２第１項中「平成３５年度」を「平成３９年度」に、「平成２５年」を「平成２９年」に、「附則第５条の４の２第５項」を「附則第５条の４の２第６項（同条第９項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第９条の４中「附則第５条の５第２項」の次に「（法附則第５条の６第２

項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 21 条第 3 項中「又は第 37 条の 9 の 2 から第 37 条の 9 の 5 まで」を「、第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」に改める。

附則第 25 条の 6 の 2 の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第 20 条、附則第 21 条、附則第 21 条の 2 又は附則第 22 条の規定を適用する。

附則第 20 条 第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第 31 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条第 1 項
附則第 21 条 第 3 項	第 35 条の 2 まで、第 36	第 34 条の 3 まで、第 35 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特

	条の2、第3 6条の5	例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第21条 の2第1項	租税特別措置 法第31条の 3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第22条 第1項	第35条第1 項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条 第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第25条の6の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時点までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分

に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第20条、附則第21条、附則第21条の2又は附則第22条の規定を適用する。

附則第25条の7第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第25条第2項の改正規定並びに附則第6条、第7条、第7条の2、第9条の4、第21条及び第25条の6の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日
- (2) 附則第9条の3の2及び第25条の7の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第7条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第25条の6の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第25条の7の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第12条の2第7項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

議案第 44 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成25年6月11日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新

条例附則第9条の規定の適用については、同条中「、第37項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第37項」とする。

議案第 45 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 11 日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「附則第 44 条の 2 第 3 項」を「附則第 44 条の 2 第 4 項及び第 5 項」に、「第 36 条」を「第 35 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第 46 号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 11 日

生駒市長 山下 真

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例（平成元年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 4 の表中

「

生駒市浄化センター テニスコート	1コートに つき 700 円	1コートに つき 700 円	1コートに つき 700 円	1コートに つき 700 円	1コートに つき 600 円	
生駒市健民テニスコ ート						

」

を

「

生駒市浄 化センター テニスコー ト	全天候	1コートに つき 700 円	1コートに つき 700 円	1コートに つき 700 円	1コートに つき 700 円	1コートに つき 600 円	
	砂入り 人工芝	1コートに つき 1,20 0円	1コートに つき 1,20 0円	1コートに つき 1,20 0円	1コートに つき 1,20 0円	1コートに つき 1,00 0円	
生駒市健民テニスコ ート		1コートに つき 700 円	1コートに つき 700 円	1コートに つき 700 円	1コートに つき 700 円	1コートに つき 600 円	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市体育施設条例別表第3の4の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 47 号

生駒市子ども・子育て会議条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成25年6月11日

生駒市長 山下 真

生駒市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、生駒市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 学識経験のある者

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成25年6月11日

生駒市長 山下 真

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

生駒市自動車駐車場条例（平成19年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

ベルテラスいこま自動車駐車場	生駒市北新町
----------------	--------

第3条中「及び」の次に「ベルテラスいこま自動車駐車場並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

生駒市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 11 日

生駒市長 山下 真

生駒市環境基本条例の一部を改正する条例

生駒市環境基本条例（平成 11 年 3 月生駒市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 号中「資源及びエネルギーの利用等における物質循環」を「廃棄物の減量化及び資源の循環的な利用」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 地球温暖化の防止等に資する再生可能エネルギーの普及及びエネルギーの効率的な利用が促進されること。

第 19 条に次の 5 項を加える。

- 2 環境マネジメントシステムの実施に当たっては、環境への負荷の低減に向けて取り組む項目について、目標を設定し、その取組状況を評価し、見直しを行うものとする。
- 3 環境マネジメントシステムに係る方針の決定、総合調整等を行うため、市長を本部長とする生駒市環境マネジメントシステム推進本部を置く。
- 4 環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項の調査等を行うため、市長が指名する職員で構成する生駒市環境マネジメントシステム推進委員会を置くことができる。

5 環境マネジメントシステムを適正に運用するため、第24条第1項に規定する環境マネジメントシステム推進会議において、取組状況の点検及び評価を行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項は、市長が定める。

第24条第2項中「調査審議する」を「所掌する」に改め、同項第1号中「に  
関すること」を「について点検し、及び評価すること」に改め、同項第2号中「  
の設定に関すること」を「について調査審議すること」に改め、同項第3号中「  
に関し必要な事項」を「に関する必要な事項について調査審議すること。」に改  
める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

生駒市消防署北分署移転新築工事請負契約の締結について

平成25年5月22日事後審査型条件付一般競争入札に付した生駒市消防署北分署移転新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 生駒市消防署北分署移転新築工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額 521,640,000円
- 4 契約の相手方 奈良市油阪町14番地  
住友生命奈良ビル  
株式会社 浅沼組 奈良営業所  
所長 大西 宏次
- 5 工期 契約の日から平成26年3月31日まで

平成25年6月11日提出

生駒市長 山下 真

議案第 51 号

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会に関する協議について

本市及び奈良市は、共同して消防通信指令事務を管理し及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会を設置することについて、奈良市と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月11日

生駒市長 山下 真

## 奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約

### (協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

### (協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (協議会を設ける市)

第3条 協議会は、奈良市及び生駒市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

### (協議会の担当事務)

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。

### (協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、奈良市八条五丁目404番地の1奈良市消防局内に置く。

### (協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員10人以内をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、関係市の長が協議により定めた関係市の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第8条 委員は、関係市の消防職員のうちから、関係市の消防長が協議により定

めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の関係市間の配分については、関係市の消防長が協議して定めるものとする。

2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、現に在任する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその担任する事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する奈良市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を関係市の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 奈良市は、条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ生駒市と協議しなければならない。

3 奈良市長は、条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を生駒市長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 担任事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市の長が協議して定めるものとする。

3 生駒市は、前項の規定による負担金を奈良市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担任事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する奈良市の条例等を関係市の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項及

び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成25年7月1日から施行する。